

気象に関する警報・注意報発表時における学校の対応について



令和5年4月

津市立美杉小学校

	<p>〈1〉 暴風警報・暴風雪警報・大雪警報または<u>台風接近に伴う大雨警報・洪水警報</u>が発表された場合 気象に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合</p>	<p>〈2〉 大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報または大雨、洪水、強風等の注意報が発表された場合</p>
始業前	<p>① 午前6時の時点で、対象となる警報が発表されている場合は、給食を中止します。 ② 午前6時30分においても警報が解除されない場合は、休校とします。 ＊ 午前6時30分以前に警報が解除されても、通学路が危険な場合、危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。</p>	<p>通常どおり授業を実施します。 ＊ 登下校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。必ずその旨を学校に連絡してください。</p>
登下校時	<p>① 校内にいる児童を安全な場所で待機させ、以降は、在校時と同じ対応になります。</p>	<p>通常どおりの登下校とします。</p>
在校時	<p>① 原則として授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ② 児童を安全な場所で待機させ、下校に向け風雨等の状況、通学路の安全について情報を収集します。 ③ 安全に帰宅することが困難である場合は、保護者と連絡を取りながら、引き続き学校において保護します。（「まちコミメール」、電話等）</p>	<p>通常どおり授業を継続します。</p>

【始業前】【登下校時】
【在校時】とも、学校、校区内の状況により危険が予見された場合は、その段階で適切な措置を講じます。
（「まちコミメール」）

※ 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」の解釈について

- (1) 台風が低気圧に変わった後に大雨警報・洪水警報が発表された場合は、「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当しません。
- (2) 「台風接近に伴う大雨警報・洪水警報」に該当したら、「台風の勢力が弱まり、台風でなくなった」もしくは「台風が遠ざかりつつある」という場合でも、当該警報が解除されるまで、休校等の措置を継続します。

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、「まちコミメール」配信で行います。状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。